

令和2年度税制改正大綱(資産税)

1. 認定医療法人制度の適用期限延長

内容

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。

令和2年9月30日まで → 令和5年9月30日まで

2. 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

趣旨

土地の利用ニーズの低下、土地の所有意識の希薄化

→登記簿等により調査しても所有者が不明・連絡のつかない土地(所有者不明土地)が全国的に増加

→所有者不明土地の所有者を特定するためのコストが多額となることから、土地の円滑利用の実施への大きな支障となっている

→このような問題に対応するため、国交省では、

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(所有者不明土地法)」制定

内容

(1)現に所有している者の申告の制度化

登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡

→市町村長は、現所有者に固定資産税の課税徴収に必要な事項を申告させることができる

→令和2年4月1日以後の条例の施行日以後に現所有者であることを知った者について適用

(2)使用者を所有者とみなす制度の拡大

市町村が調査しても所有者が明らかにならなかった場合

→市町村長は、その不動産の使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録、課税を実施

→令和3年度以後の年度分の固定資産税より適用

3. 国外財産調書制度等の見直し

内容

(1)国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置(以下、「加算税の加重措置」)の見直し

①加算税の加重措置の対象に相続税に関する修正申告等があった場合を含める

※加算税の軽減措置・加重措置の対象となる国外財産調書

イ 被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書

ロ 相続人の相続開始年の当年分の国外財産調書

ハ 相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

②相続等により取得した国外財産について、国外財産調書の記載漏れ・提出漏れ等があったとしても、やむを得ない事由があった場合には、加算税の加重措置の対象としない

(2)国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例

国外財産の取得、運用及び処分に係る書類について、調査官から提示・提出を求められた場合、一定の準備期間内に提示・提出ができなかった場合に、加算税の軽減措置の適用が除外されたり加重措置が適用されてしまう

→国外財産調書を提出するだけでは足りず、当該国外財産に関する資料を保管しておき、調査官の求めに応じて適時に提示・提出等できるようにしておく必要性

改正時期

・令和2年分以後の所得税

・令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税より適用